

平成27年度第21回合志市教育委員会会議録（3月定例会）

- 1 会議期日 平成28年3月23日（水）
- 2 開議時刻 午後1時48分
- 3 会議場所 西合志庁舎2階庁議室
- 4 出席委員 委員長 高見博英 委員 田中安子 委員 坂本夏実
委員 緒方克也
- 5 欠席委員 教育長 惠濃裕司
- 6 職務のために出席した者
教育部 上原哲也部長
学校教育課 北里敦指導主事
安武祐次課長
右田純司総務施設班長
上村祐一郎主幹
生涯学習課 辻健一課長
人権啓発教育課 安永恵藏課長

○高見博英委員長

ただいまから平成27年度第21回教育委員会3月定例会を開会いたします。

会議録署名者につきましては、田中教育委員、緒方教育委員にお願いしたいと思います。

前回の会議録につきましては、特に訂正はございませんので、前回の会議録を承認願いたいと思います。

続きまして、日程1ですが、教育長報告になっておりますけれども、3月につきましては、特に管内の教育長会議というのはあっておりませんので、教育長の行動等についてはプリント等で示されていると思いますので、それに代えたいと思います。よろしいでしょうか。

日程2、議題に移ります。

第1号議案、小中一貫教育について、説明をお願いします。

安武課長。

○安武祐次学校教育課長

資料をお開けいただきたいと思います。第1号議案、合志市小中一貫教育について、こちらのほうは1月でしたかね、小中一貫についての勉強会ということで、次のページを開けていただいて、小中一貫教育方針（案）というような形で勉強会のほうをさせていただきました。この案については前回とそのまま引き継いでいます。28年度につきましては予算が今3月定例会で通っております。その中で一応小中一貫校のモデル的な部分ということで西合志中学校、こちらのほうを研究校というような形で指定

を行って、小中一貫教育の取り組みの検証といいますか、どんなことができるかというような要望を、議論いただきたいということで予算化をしております。その中で、教育委員会として、基本方針的に、こういった形で進んでいいかということで、この（案）を取っていいかどうかということで御審議いただきたいと思いますが、この資料につきましては、そこに小中一貫の捉え方、これにつきましては小学校の6年間、それから中学校3年間の義務教育9年間を、一体化して中学校区で小・中学校が目指す目標、その共有、そういったものを行いながら小中一貫教育を考えるということで、スケジュールということで最後のページになりますけれども、28年から準備期間ということで西合志中学校区、これも先ほど言いましたモデル校というような形で取り組んでいって、その中には、左側のページにございますけれども、小中一貫教育推進委員会の組織、候補地区という中で、今後進めていく上では、小中一貫教育の推進委員会、そして、それぞれの中学校区ごとの推進委員会というようなものをつくりながらやっていって、この小中学校の校区の中で西合志中校区推進委員会ということで、これあたりの準備委員会、そういったものを28年度に進めていくならと。それから、平成29、30年度ではほかの合志中学校、西南中校区、こちらのほうにつきましても移行期間というような形で、西合志中学校で28年に研究を進めた中で、どういったことができるかということで進めていければと。それから、平成31年度において3つの中学校区で全面実施というふうな形ができればということで考えているような案でございます。この小中一貫スケジュール、導入をやっていた中で、今度新たに分離新設を今考えております33年4月の、新たな学校については、地域の特色ある学校を出さなきゃいけないということで、当然小中一貫教育を進めた学校ということで、義務教育学校というような形になるかと思っておりますけれども、その分離新設に向けた小中一貫の取り組みを、来年度から行っていくというような計画でございますので、その基本方針ということで御承認いただければと思います。

以上です。

○高見博英委員長

今説明があったとおりですが、小中一貫教育の在り方等については、今までも学習会の中である程度のお考えを聞きよるわけですけれども、それを踏まえたところで、今後、平成31年度の全面実施に向けて、スケジュール案というのが出ておるわけですが、それについてちょっと質疑をしていきたいと思いますが、何か御意見ございませんか。

田中委員。

○田中安子委員

小中一貫教育については、今まで学習会でもありましたので、私もぜひ進めたいと思います。これは結局今から一体型、あるいは分離型で進めていくわけですが、この前議会でも質問がありました、青山議員から、そのとき、網田小学校

と網田中を視察してきたというお話がありました。熊本県でも何校か、7つぐらい小中一貫をやっているところがあります。多くの一貫校は割と小さい学校が多いですね。ただ熊本市の富合小学校、中学校については、富合小は603人、それから富合中は247人、比較的規模の大きい学校で、もうここは10年ほど前に始まっていますので、この合志市が今から始める上で実際やったところを、広島には行かれましたですね。広島には事前に行っておられますが、身近なところで、うまくいったところよりうまくいかなかったところを教えていただいでですね、今後進めていく上での参考にしていただければいいんじゃないかなと思いました。

○高見博英委員長

はい、県外については、幾つか小中一貫校の視察研修というのをなさっておりますけれども、県下における先進的な小中一貫教育をしているところについて研修をやって、学校における、ある面ではちょっとマイナスになるような点をよく勉強して、それを本市の一貫教育の中にプラスになるように生かしてほしいというような意見だったと思います。

ほかにございませんでしょうか。

具体的に進めていく中では、今後西合志中学校がモデル校地区としてスタートしていきますので、その中でいろんな課題が出てくるとかと思うんですけど、具体的にどういう内容をどういう職員組織でやっていくのか。そういうところを具体的な中身というのを、やはり十分検討いただきたいと思います。そして、そのことが果たして西合志中学校以外の、合志中校区、あるいは西南中校区の中にどれだけ生かせるのかと。あるいは、逆に西南中、合志中ではこういう点は生かされるけれども、西合志中でこういう点が生かせなかったという点があるという、その逆に西合志中学校でのマイナスだった点をこの新しくほかの中学校区でプラスに変えられる方向があるかとかいう、そういう本当にプラス、いい面と悪い面というのを十分1年間の中で検証いただければ非常に助かるなと思います。

ほかに皆さん方のほうから御意見ございませんか。

はい、田中委員。

○田中安子委員

今日いただいた資料の5ページの教育課程の中で、その合志市独自のことば教育などを取り組むことができるって、そういうことをやってみたらどうかということがありますが、こういうことはぜひやっていただきたいなと思います。私たちの市で特にこういうことを頑張って取り組んでいきたいという、そういうものが幾つかあるといいと思います。

○高見博英委員長

やはり小中一貫教育ということを進めるからには、やはり本市ならではの特性とい

うのをここで十分出していく必要はあるかと思えますね。

ほかにございませんか。

それから、新設校については33年4月の開校を目指しているわけですが、その場合には小学校1校、中学校1校ということで、一体型の学校設置になるわけですが、そのこのところをほかの3中学校区と違った形の、例えば義務教育学校という位置付けにしてやっていくのか。それともこれは新しく小中一貫教育校になるならば一体型の学校であれば義務教育学校として位置付けなければならないという法的な規制があるのか。あるいは、その一体型との小学校、何々中学校という形で、ほかの3中学校区と同じような形を取ってもいいのか。そのこの法的な面ではいかがですか。

安武課長。

○安武祐次学校教育課長

これについてはですね、一体型ということで、小学校、中学校ありますので、これを義務教育学校という名称を、使わなくてもいいのか。これは他県あたりを見に行ったときに、例えば、同じ敷地内に小学校、中学校あって職員室は1つというような学校がありましたけども、名称的な付け方的にはですね、小中一貫校と、その何々中学校、何々小学校というような表現というのがありましたので、これはその義務教育学校何々小、何々中学校とするのか、小中一貫教育学校というような形で、付けている分もありますので、これはすみませんけども、義務教育学校というのを付けなきゃいけないかという部分については、またちょっと法律的な部分は勉強したいと思いますが、そういった付け方をされているところがありますので、名称的に義務教育学校という使い方は、決まりはないかなと思っています。

○高見博英委員長

はい、わかりました。そういうことですので、まあ今後新設がなされるころまでにはそういう校名というの、公募でやはりしながらですね、決定していく必要がありますので、そういうところでの認識を持っていきたいと思えます。

ほかにございませんでしょうか。

坂本委員。

○坂本夏実委員

西中がモデルということで、とても興味があるところで、これがまた再来年、ほかの校区につながっていくということで、これから計画ということですから、まだ見えないのですが、乗り入れ授業等々されます機会があれば私どもも参観させていただける、まあ学校側もいろいろ大変かと思えますが、実際見せていただけたらと思えますので、またそのような機会もつくっていただけると有り難いです。

○高見博英委員長

はい、そういう小中一貫推進にちなんでの西合志中学校での取り組みの状況を、私たち教育委員のほうもできるだけ参観に行きたいと思っておりますので、機会あるごとに案内をぜひお願いしたいと思っております。

ほかにございませぬか。

それでは、小中一貫教育を進めることについては、今説明があったとおり、来年度から計画して推進しているということで異議ありませんか。

はい、それでは、今提案があったようなことで、今日の小中一貫教育についての推進を図りたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

以上で決定いたします。

それでは、第2号議案、合志教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則についての説明をお願ひします。

安武課長。

○安武祐次学校教育課長

資料の3ページをお開けいただきたいと思ひます。

議案第2号、合志教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則ということで、こちらのほうにつきましては、行政不服審査法、こちらが改正になりまして、これまで異議申立て手続きというような形にしていたものが、不服審査の手続きということでなつてきますので条文中、次の4ページをお開けいただきたいと思ひます。

新旧対照表ですけれども、改正前が第2条の中に、21項目目に請願、訴訟、異議申立てに関することということで、後文につきましては、請願、訴訟、不服申立てというような形に切り替わるというところの改正でございます。

資料の5ページから7ページまでにつきましては、現在の異議規則のほうを不服申立てに変えた場合ということでしております。第2条の21項目目ですね、このところを不服申立てという形に変えるだけの改正でございます。

以上です。

○高見博英委員長

今説明があったとおりです。何か質問ありますか。

ございませぬでしたなら、今の説明のとおり規則改正をお願ひしたいと思ひます。

それでは、議題については以上で終わります。

続きまして、日程3、報告事項にまいります。

まず第1、合志市成人式実行委員会設置要綱の制定について説明をお願ひします。

辻課長。

○辻健一生涯学習課長

合志市成人式実行委員会設置要綱の制定についてでございます。これについては、合志市の成人式は当然企画・運営については、実行委員を新成人の中から募集しまし

で行っているところでございますけども、実行委員会の定義付けもなくで行っている関係がありましたので、今後定義付けを行い、今後の予算等についても、実行委員会予算として少し融通をきかせたというか、そういう形で持っていきたいということで考えております。ちなみに本年度の、成人式の実行委員さんについては13名で企画・運営を行っているところでございます。

以上でございます。

○高見博英委員長

今説明があったとおりですが、今までは成人式の実行委員会設置要綱というのはいまままに運営がなされていたということですか。

課長。

○辻健一生涯学習課長

そうです。この位置付けというか、定義付けもなく、新成人の中から募集をかけまして、例年ですと20名から30名の参加者があったんですけども、今回13名ということで行っておりますし、それと予算的には、成人式予算というのはありませんで、一般会計の社会教育総務費から、出しておりましたので、その中で、実行委員会の中で決めていくその成人式の、記念品だったり、いろんな費用が、出てまいりますけども、この費用については、実行委員会で決まるものですから、なかなかオーバーしたときに予算流用が、しにくいとか、そういうのもありまして、今後実行委員会予算で執行していきたくということで考えております。

○高見博英委員長

できるだけ予算関係が、きちっと執行しやすいような立場からこういう設置要綱というものを定義付けられたということでございます。

これについて意見はございませんか。

それでは、成人式実行委員会設置要綱については、以上で承認したいと思います。

続きまして、合志市地区公民館建設費補助金交付要綱等を廃止する告示についての説明をお願いします。

辻課長。

○辻健一生涯学習課長

報告事項の2番になります。ここに次に掲げる告示を廃止するというので、4つの要綱を書いてございますけども、これについては、現在まで教育委員会告示ということで取扱いを行っておりましたが、要綱等の、中身を確認する中で、この交付金の予算執行が市長権限であるということが判明しましたものですから、今回教育委員会の告示を廃止して市長告示として取扱いをするものでございます。これについては、地方公共団体の長、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第22条というのがご

ございますけども、その中に文言として、地方公共団体の長は、大綱の作成に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行するというのがあります、その中の第6項に、教育委員会の所掌に関わる事項に関する予算を執行することというのがありましたので、こういうのを見ると、教育委員会告示というのは、当然予算執行が、市長権限になりますので、教育委員会告示を廃止して、市長告示として取り扱うものでございます。

○高見博英委員長

内容等については特に変わったことじゃなかったようですね。今まで教育委員会の権限内で行っていたものを、告示が、本来市長からの告示行為であるべきだったということで、教育委員会としてのこの要綱を廃止するというところでございますので、特に問題はないようですので、これでよろしいですね。

次に、(3)合志市家庭教育学級活動補助金交付要綱についての説明をお願いします。

辻課長。

○辻健一生涯学習課長

それでは3番の合志市家庭教育学級活動補助金交付の要綱についてでございますけども、これについてはもともとは県の補助金が交付されていまして、就学前の教育、それから人権教育活動を、中心に補助金交付がまいったものでございますけども、現在はその補助金等はございませんで、市の単独として取扱いをしておるところでございますけども、現在、市内の小中学校10校、それから保育園、幼稚園の22園に、委託という形で、交付を行ってございましたけども、今後は、家庭教育に関する推進というか、それについてを補助金に変更しまして、もう少し家庭教育に関する枠を広げて、使い勝手をよくしたいということで補助金のほうに変える事項でございます。

以上でございます。

○高見博英委員長

はい、ということは、今までこの家庭教育学級活動というのは、活動主体と申しますか、運営主体は市の教育委員会があったということですか。

辻課長。

○辻健一生涯学習課長

はい、これについては交付金を少し使っておりますけども、もともとはこの家庭教育学級というのは、プログラムの親の学びとか、そういった関係のプロジェクトの関係でできたと思っておりますので、家庭教育学級については委託をして、今大体この22園と10校で32件については、年間2万5,000円の委託料という形で委託しておりましたけども、今後は補助金で申請に基づいて交付するという形で行いま

すので、当然、家庭教育学級に必要な学習だったり、人権も含めて、そういう総合的な家庭教育ができるような形にしたいといということによって今回変更するものでございます。

○高見博英委員長

ちょっと難しい、すみませんが、どこがどう変わるのかということではい。

○上原哲也教育部長

私も生涯学習課におりまして、今後、この件については、一番大事な部分なのかなというふうに思っていました。委託事業というのは、この制度が発足した当時は、県のほうから降りてきた委託事業だったんです。で、県からの補助金があるということで、各就学前、あと学童、児童・生徒に対して、この家庭教育を充実させるということで始められたんだろうと思いますけど、現状についても本当に重要な部分じゃないかなと思っています。これ補助金ということになるとですね、今まではこちらから、お願いして事業をやってくださいと、委託事業ですよということで、お願いをできたんですけど、今度は逆の形になるのかなと。これだけの事業をしましたので補助金申請をしますということ、2万5,000円を申請しますということになりますので、受入れ的のところになるのかなと思います。この補助金要綱は。今委託は、こちらからのお願いという形で行っていたのが、今度は逆に申請という形でいきますので、そのあたりを、十分今までとあまり変わらないような進め方でやってもらいたい。それと本来ならば今度対象経費が講師謝金、旅費とか書いてありますけど、できれば今生涯学習課長が言いましたとおり、人権教育とか、そういったので進めてもらいたい、親の学びに関わるようなそういったことも補助対象としますよというような、対象内容をちょっと入れていただきかけたかなと思っています。ここはもう講師謝金は何でもいいですよということになりますけど、本来ならばこの補助金はこういうのに使ってもらいたいというのが欲しかったなと、私は思います。

○高見博英委員長

委託事業と、補助事業の違いというのがわかりました。それから、それを認めるかどうかですけれども、今部長からあったように、ただ謝金、旅費というその金額のところだけじゃなくって、その内容的なものですね、親の学びとか、あるいは人権教育であるという、その具体的な学習内容等については、ここではまだ明示されないですか。今のことはどういうお考えでしょうか。

辻課長。

○辻健一生涯学習課長

当然、今の委託に関しても、報告書は各委託先からあがってきますけども、なかなか

かその園によって、いろいろな条件があって、内容等も、ばらばらでございますし、本当にその身に付くような、家庭教育学級ができていいのかというのも、1つ不安な材料があったものですから、この中でこういった形でその補助金の交付を行って、各家庭教育学級を行うところの、自主性といいますか。そういったところも踏まえて、やっていこうと思っておりましたので、今部長が言われたように、ある程度内容も、入れていけばよかったかと思えますけども、あまり内容を入れて固めてしまうというのも、幾つかありましたものですから、一応要望としてはこういう形で今のところはつくっておるところでございます。

以上です。

○高見博英委員長
田中委員。

○田中安子委員
今お伺いしたところによりますと、これはP T Aで行う学校での活動何かでも申請をされているのでしょうか。

○高見博英委員長
辻課長。

○辻健一生涯学習課長
当然P T Aの活動の中で学習会とか開かれておりますけども、それも含めた形で報告はあがっております。

○高見博英委員長
わかりました。
坂本委員。

○坂本夏実委員
御説明ありがとうございます。こちらの家庭教育学級ということで、5年ほど私のほうも担当させていただきました。その中で、やはり先ほど部長も課長もおっしゃいましたが、特にこれから人権、親の学び、こちらのほうをきちんと、特に小中のほうですね、御提示いただいて、御提案もいただけないと、学校によっては違うかもしれませんが、こちら担当がほぼ毎年変わっていきます。どうしてもなり手がいないというところで継続になることもあるんですが、担当者が変わっていくと、じゃあ一体何に使っていいんだろうというところで揺るぎもないまま、先ほどおっしゃった人権とか親の学びからちょっとかけ離れた方向で2万5,000円使わせていただいているということも現実にはあるかと思いますので、それを機にまたいろいろ担当者

には教えていただくと、受ける側もとても助かると思います。

○高見博英委員長

はい、具体的な今までの経験からお話がありましたけども、例えば、今日のパンフレットみたいな形で家庭教育学級の例としてこういうことがありますというようなチラシも、作成していただいていると実施する団体についてもいいかと思しますので、ぜひ検討をお願いします。

はい、辻課長。

○辻健一生涯学習課長

当然今度は申請に基づいた補助金の交付になりますので、申請要領にあわせて、そういう内容も含めて、お知らせしていきたいとは考えております。

以上です。

○高見博英委員長

よろしくをお願いします。

ほかに、この要綱について御質問ないでしょうか。

ございませんでしたなら、要綱については、以上で決定したいと思います。今ありましたように、チラシ、パンフレット等での啓発をよろしく願いしておきます。

続きまして、第4、平成27年度末・28年度始めの辞令交付式についての説明をお願いします。

安武課長。

○安武祐次学校教育課長

資料の11ページでございます。このように、もう既に3月31日から4月4日までということで、教育委員さんたちに関係ございますけども、上から2段目です。合志市の学校教職員退職辞令交付式ということで、退職者の交付式が菊池振興局のほうでありますので、そのあと西合志庁舎3階大会議室で午後4時から行いたいと思います。定年される退職の方が9名と、それから勸奨退職4名ということで13名の方に辞令の交付と、これについては教育委員さんすべてお集まりをいただきたいと。それと委員長のほうには、御挨拶もお願いしたいと思います。

それから、4月1日でございますけども、ヴィーブルで午後3時半から合志市学校教職員辞令交付式、それから、引き続いて非常勤職員の辞令交付式ということで、4時半から同じ場所で行いますので、引き続きになりますけども、教育委員さんの御出席をよろしく願いいたします。こちらのほうにつきましては、あとからまた出てきますけども、新教育長制度になりましたので、教育長の挨拶ということで行わせていただきます。

それから、4月4日でございますけども、新規採用教職員辞令交付式ということで、

午後2時から西合志庁舎、本庁舎3階大会議室で行いますので、こちらのほうも教育委員さんには御出席をお願いしたいと思います。

以上、4つの部分で、教育委員さんの出席をよろしくお願いいたします。

○高見博英委員長

はい、今説明があったとおりで、特に施設と時間、場所等については確認をしておきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

今の件で何か御質問ございませんか。

次にまいります。

(5) 合志市小中学校入学式についての説明をお願いします。

安武課長。

○安武祐次学校教育課長

こちらのほうにつきましては、1枚紙のほうを見ていただきたいと思います。異動関係の内示がありましたので、氏名を入れさせた部分で説明いたしたいと思います。

4月11日ということで、小学校の入学式、10時からそれぞれ行われます。教育委員さんにつきましては、田中委員が合志南小学校、緒方委員が西合志第一小学校、それから高見委員が西合志中央小学校、坂本委員が西合志東小学校ということでお願いしたいと思います。告辞内容につきましては、12ページのほうにお付けしておりますので、そちらのほうは巻紙で用意しますので、そちらのほうでしていただきたいと思います。

それから、同じ4月11日、これは午後からになります。14時からということで3中学校の入学式になります。田中委員と坂本委員につきましては西合志中学校のほうへ、それから、高見委員と緒方委員につきましては西合志南中学校のほうへ、出席をお願いしたいと思います。小中学校のほうに30分前には集合いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。こちらにつきましても告辞があるかと思っています。13ページのほうの告辞になりますので、田中委員と高見委員長のほうにはよろしくお願いいたします。

以上です。

○高見博英委員長

入学式についての割当てがありましたけれども、ちょっと都合が悪いという方いらっしゃいませんか。よろしいですか。それでは、11日午前、午後、小中学校の入学式よろしくお願いいたします。

それから、教育委員会告辞については、原案が載っておりますので、一応御覧になっておいて、変更すべきところがあったなら、電話で担当のほうに連絡をお願いしたいと思います。

何か質問ございませんか。

30分前集合でよろしく申し上げます。

それでは、(6)教育長職務代理者の指名について説明申し上げます。

安武課長。

○安武祐次学校教育課長

教育長職務代理者の指名についてということで御説明申し上げます。

資料のほうは付いておりませんので、申し訳ございません。

こちらの新旧表につきましては、去年の4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、これに伴いまして教育委員長と教育長が一本化された、いわゆる新教育長が置かれることになりました。この新教育長につきましては、3月の議会の中で選任どおりというのを置けるように上程しまして、先の18日の日に定例会のほうで任命同意がなされております。本年4月1日から新教育長となりますので、これまで教育委員長、それから教育委員長職務代理の職がなくなるということになります。これに伴いまして、新制度の中ではですね、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の中で、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときはあらかじめその指名する委員がその職務を行う旨が規定されております。教育長は指名ということになりますので、ここでは教育長職務代理者を、高見現教育委員長にお願いしたいということで、恵濃教育長のほうから指名されておりますので、これでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

高見委員長、よろしいでしょうか。

○高見博英委員長

はい、今説明があったとおりで、法的なところでの職務代理者を決定する必要があるわけですが、まあ私のほうを指名ということでしたけれども、委員の皆さん方、それでよければ私のほうで受けたいと思ひますが、よろしいですか。

それでは御指名に従いまして、私、高見のほうで職務代理者を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。

○安武祐次学校教育課長

それから、もう1ついいですか。

○高見博英委員長

はい。

○安武祐次学校教育課長

高見委員長、ありがとうございました。これに伴いまして、これまで教育委員会議につきましては、高見教育委員長のほうに進行をしていただいております。今度新教育長ということで、教育長のほうが教育委員会の総括というような部分にはなりま

すけども、この会議につきましては、一応これまで教育長からの報告事項であったり、そういったものがありますので、この会議の進行につきましては、高見教育長職務代理者のほうにお願いして、教育長のほうがいろんな形での説明ということで、お願いできればと思いますので、そういった形での教育委員会の運営ということで御了解いただければと思います。

○高見博英委員長

今ちょっと会の運営の仕方の説明がありましたけれども、具体的な会の進め方については、今後教育長と話をしながら適切なやり方を検討していきたいと思いますので、私が思いますのは、結局議会等、いろんな会合であるのが、開会とかそういうのについては全体的な話をしてもらおう。例えば、教育長のほうが話をしてもらって、これから議事に入りますとか、そういう内容になったときに、これからの進行については誰々が進行いたしますという形にして、始めと終わりとか、そういうところの締めは教育長が今までと同じようにするような形をとったほうが、ちょっとそれもありますので、今後検討するというところで御了解いただきたいと思います。

それでは、(7) 4月の行事予定についてお願いいたします。

北里指導主事。

○北里敦指導主事

4月の行事予定表を御覧いただきたいと思います。資料の15ページになります。関係あるところだけ御説明いたします。

4月 1日、金曜日、教育長辞令交付式、年度初め式、転入者辞令交付式
非常勤職員辞令交付式。

4日、月曜日、初任者辞令交付式。

8日、金曜日、市内小・中学校第1学期始業式。

11日、月曜日、市内の小・中学校入学式。

28日、木曜日、学校評議員委嘱状交付式。

○高見博英委員長

評議員はよろしかったですね。

○北里敦指導主事

失礼いたしました。これはこちらだけの会議になります。

4月の主な行事は以上でございます。

4月の教育委員会ですが、この行事予定でいきますと25日の月曜日は、ここに特別支援教育中学校校区協議会が入っております。これは中学校区ごとで行われますので、こちらでの会ではありません。25日は今のところ何も入っておりませんので、25日の午前か午後に第1回目の28年度の教育委員会を開催していただけたらと考

えております。

以上です。

○高見博英委員長

まず定例会今25日ということでしたけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

緒方委員。

○緒方克也委員

はい、大丈夫です。

○高見博英委員長

それでは4月25日、定例会を行います。時間は今までどおり午後の時間帯でよろしいですか。

それでは、定例会は25日、時間を2時から、1時からどちらがいいですか。

では1時から、即定例会という形でいきますので、今回は1時からにいたします。

行事関係で御質問はございませんか。

次にまいります。

その他、この1番目、生徒指導についてお願いいたします。

北里指導主事。

○北里敦指導主事

失礼します。資料をお開けいただきたいと思えます。

16ページと17ページになります。よろしく願いいたします。

2月の不登校児童生徒に関しましてですが、2月は不登校生徒数、児童生徒数が44名の報告を受けております。1月が42名です。2名増加ということになっております。昨年度と比べまして、26年度の2月が49名ということで、昨年度に比べますと5名減ということになります。具体的に申しますと、左側に学校のそれぞれの数を書いてあります。増加したところが、南ヶ丘小学校が1名出ております。西合志南小学校が1名、そして合志中学校が20名から19名に減りましたが、これは不登校で計上されておりました生徒が病欠になりまして、もう病欠扱いになりました。西合志南中学校が15から16ということでプラス1になっております。それで合計ではプラス2名、総計で44名という数になっております。不登校傾向の児童は1月が21名で、2月が22名ということで1名不登校傾向の児童が増えております。不登校傾向の児童の中で20日以上超えていますのが11名おります。その中でもう25日以上超えている児童生徒が4名報告を受けております。2月末で44名、その4名がちよっとどうなるかということになりますが、3月末で50名切るかどうかというのがかかっているんじゃないかなと思っています。それぞれの学校でしっかり個に応じ

た指導を行っていただいております。家庭訪問、SSW、スクールカウンセラーの専門機関との連携、また保護者会等を開いてしっかり対応していただいております。どうかこれ以上の不登校が出ないようにということでそれぞれの学校での取り組みをお願いしているところです。昨年度が53名の最終値になりましたので、その数を1名でも減らすということで、校長会、教頭会、生徒指導の連絡会議等でそれぞれの児童生徒に対しての対応ということでお願いしている状況でございます。

続いて、いじめの件数でございますが、2月で新たに26名のいじめの認知件数があがっております。南ヶ丘小学校で1名、西合志南小学校で25名、あわせて26名が新たにいじめの認知ということであがっております。内容は、からかわれた、軽く蹴られた、無視されたというような内容です。それぞれの案件に関して学校で適切に対応していただきまして、この事案に関しましてはもう解決をしております。2月末まででいじめの総計が今のところ97名という合計です。このいじめの關係に関しましてもそれぞれの学校で適切に対応していただいて、いじめを見逃さない、拝見したならば適切に対応していただくということでお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○高見博英委員長

はい、昨年比べて少し減っている現状を非常にうれしく思うところですが、今のいじめの状況の中で、そのあともずっと続いているような、継続的にちょっと心配するようなことはございませんでしょうか。

○北里敦指導主事

失礼いたします。

先ほど申しましたように、それぞれの学校で対応していただきまして解決はしております。いじめを受けた子どもが不登校になっているという報告も受けておりません。

○高見博英委員長

安心いたしました。

ほかに御質問ありませんか、

田中委員。

○田中安子委員

はじめに、不登校解消が今年は9名だったということは、各学校、それから教育委員会の北里先生をはじめ、多くの努力をしていただいたということを感謝申し上げます。ただ、まだ小学校が増えているとか、不登校傾向の子どもさんが多いとか、やはりまだ難しい問題がいっぱいあるなということを思いました。1つお尋ねはですね、中学校の卒業式に、今年、私は合志中に出席しましたが、欠席の子どもさんが少なかったように思います。その点、各中学校の卒業式の欠席状況を、卒業式に出られなか

った子どもさんは何名ぐらいいらっしゃったんでしょうか。

○高見博英委員長

いかがですか。

○北里敦指導主事

西南中が2人おられたと聞きました。これは病欠だったというふうに報告を受けております。

○高見博英委員長

西合志中はおりません。ゼロです。

じゃあ西南中2名、合志中1名、と西合志中はゼロでございます。欠席は。

ほかに質問ございませんか。

それじゃあ私のほうからちょっとこれは要望ですけれども、実は小中一貫教育を進める上で、やはり不登校、いじめ、そういう問題が非常に少なくなるという1つのメリットというのをよく言われるわけですが、よかったら6年生のときに、小学6年卒業時点でのそういう不登校の生徒が何名で、その子が中学校1年になったときの不登校が何名という、その小6と中1でのそういう不登校の実情がここ3年間ぐらいいいのですので、わかったらちょっと調べておいてもらっていいですか。多分、小中一貫教育のいろいろ話をする中でそういうことも話題になってくるかと思います。この前もちょっと出ましたけども、私もちょっとその点で心配しますが、あまりにもその小中一貫教育をするとこの不登校が1年でがっつ減るんだというような言い方をあまりにもし過ぎると、実態として、例えば、私が懸念しますのは中2のときにぐっと増えるということも考えられるわけですね。だから、あんまりそういうことを強くは言わないで、ほかの件でのプラスの面を強調するとかですね、そういうことも必要になるかと思うしますので、よかったらよろしくお願いしておきます。

ほかに御質問ございませんか。

はい、ございませんでしたなら、次の議会報告に移ります。

上原部長。

○上原哲也教育部長

別冊のほうをお開きいただきたいと思います。

3月の議会につきましては、2月25日から3月18日まで、会期23日間で行われておりまして、一般質問につきましては、2月26日金曜日、2月29日月曜日、この2日間で行われております。質問者は、4名、4名の8名の議員さんが登壇をされております。

まず、1ページを開いていただきますと、濱元幸一郎議員の質問となっておりますが、濱元幸一郎議員につきましては、当日はインフルエンザに罹患されたということ

で、質問を中止にされております。一般質問が実施されたならばということで、ここにあげておるところでございます。小中一貫教育についての質問がなされておりました、ここに学校教育課の答弁ということでもありますので、ここを見ていただければと思います。

次に、3ページ、齋藤正昭議員の質問に入ります。

地区公民館活動についての質問になっております。執行部の、担当課のほうで答えたのは、一番下の③のところを、答えております。今28年度で公共施設については施設の延命化を含めて維持管理についての計画、計画をもって施設管理をしていくということで委託しておる、計画書をつくるということで進めているということで御説明をしております。

それと、次の4ページ、④番目の、平成28年度当初予算で施設調査を実施しまして劣化状況の把握をして検証をしますと。計画的な改修を進めていく必要があることから予算化をして、延命化も図ったところで計画を立てていきますというふうに説明しているところです。主に質問の中心になったのがコミュニティの方向性をどうするのかということで質問があっております。西合志のほうのコミュニティ施設、須屋市民センターとか、黒石市民センター、野々島公民館、それと合生文化会館あたりがコミュニティ施設ということでそれぞれ運営がなされておりました、生涯学習課のほうではそれぞれコミュニティ指導員というのを配置して、コミュニティの活動のほうに協力していただいている部分がありますけど、そういった部分も、合志のほうの領域にもそういったコミュニティをつくれぬのかと、合志のほうでもそういったコミュニティを活性化していくには西合志のようなですね、取り組みが必要ではないかというような御質問でございました。それぞれ合志のほうのコミュニティを進めるという上では、区長連絡協議会あたりを通して何回かですね、勉強会をさせていただいた経緯があるということで説明をしております、今現在、合志のほうの区長さん方は大体1年で区長を交代していかれるというようなことがありまして、それを、最低2年、任期を2年にしてもらえないかということで、今市の方でも総務課のほうでも、区長さん、地域のほうに働きかけ、呼びかけを今されていると、そういう基礎ができた時点で、またその地域あたりを見ていこうと、コミュニティについても考えていこうということで説明をしているところでございます。

次に6ページの神田議員の説明になります。主に子育て支援についての御質問でありまして、子どもの貧困率あたりの質問がなされております。議員の説明の中には、学童保育をされている世帯で貧困率と言えば母子世帯が50%以上あるんだと。それと福祉世帯は30%が貧困の状態にあるというようなことで説明をされております。また、15歳から34歳までの就業年数というか、働く年代としては非正規率が30%以上だということでも説明をされているところでございます。この件につきましては、7ページの、学校教育課のほうでの説明をしているところでございまして、就学援助費の受給率をここに説明しております。小学校375名、中学校214名で計589名ということで、児童生徒数割合からいくと9.51%ということで説明をしてい

るところでございます。

それから、次のページ、青山隆幸議員の質問になりますけども、黒石市民センターの建て替えはどうなっているんだということで質問がっております。これにつきましては、開設後42年が経過しているということで、老朽化が進んでいるということは市としては認識しているということで、計画的な建て替えを今から計画していきますということで説明をしております。

また、その2番目の地域未来塾についても質問がなされているところでございます。これが27年度から始まった事業ということで、教科科目は国語、英語、数学ということで実施しています。3年生が中心で20名の生徒が参加しているということで説明をしております。これは補助事業で国・県・市ということで3分の1ずつの補助ということで説明しております。ほかの中学校区、合志中、西南中ありますけども、これにつきましては、29年度からできれば計画していきたいということで答弁をしているところでございます。

それから、9ページの3番目の不審者情報に対する取扱いということで質問がありまして、副市長からの答弁の要求もありまして、副市長についても、状況に応じて必要な関係機関のほうには報告をしながら地域を含めて、連携して防犯に対応していきたいということで説明をしています。何でこの不審者情報についての質問があったかと言いますと、それぞれ学校のほうは、そういうふうな子どもたちに対する不審者情報が学校にあがってきます。それに対して、教育委員会はそれに対して対応していくわけですけども、それぞれの状況を事情にあわせて報告、警察あたりに報告するなり、そのほかのほうに報告するなり、そういった連携を取る部分が、いろいろ臨機応変な対応をしていたということからすれば、今後はそういった不審者情報については、きちんとした形で警察、総務課、それと地域のほうに、情報を開示していくというようなことで説明をしているところでございます。

それから、次のページ、小中一貫についてということで、これは新聞等など、熊日の方でも記事が載っておりましたが、小中一貫について教育長の思いを説明してくださいということで教育長の方から説明がありました。今日も議題となっておりますけども、28年度はモデルで実施しますと。それと、29、30で試行しまして31年度から3中学校区、全校区を小中一貫の方で取り組んでいきたいということで説明をされております。

また、市長の方にも、問いかけがなされておりました。市長の方はサマースクールをやっていると。そういった指導者がいるというか、指導者を募るのに苦労している部分がありますので、人材バンク等も十分活用していきたいというようなことは説明されております。また、コミュニティスクールの充実も必要だと。それから、4月からは、総合教育会議が始まると。また、ICT化も今から進むだろうと。また英語も、グローバル化を、今後子どもたちのそういった将来を考える英語の方も力を入れる必要があるんだということで、そういったところでも、今からの子どもたちへの教育に対する考え方というか、そういったのは大変重要なところであるということで説明があ

っております。

それから、11ページの松井美津子議員の質問でございます。

教育問題、人権啓発の取り組みについてということで質問がっております。これについては、人権啓発教育課の方からは、人権啓発とはということで人権尊重の理由に関する国民相互の理解を深めるための活動ですと。人権教育啓発は非常に必要なものと認識しているということで説明をしております。

また、下の方に人権啓発課としてどのような取り組みがあるのかと、決意を伺いますということでは、それぞれ課の方で計画的にイベント、行事を実施しておりますけれども、講演会や研修会等においてアンケート等を実施していると。その結果を踏まえて、今後の取り組み方を検討していきますということで説明をしております。人権に関する基本的な考え方、市の取り組みの仕方について説明をしているところでございます。

また、ハンセン病問題については、毎年6月実施しておりますけれども、28年度では、菊池恵楓園の会館の方で、講演を実施したいということでも説明をしております。

次に、17ページ、青木照美議員の質問でございます。

これについても、子どもの貧困というのにもちょっと関係してくるかと思っておりますけれども、奨学金についての在り方について質問がなされております。今の奨学金の現状がこうなんだと。国の制度、文科省の制度ですね、それと市の制度とか、そういったのもここで縷々説明をしているところですけども、それぞれ貸与制で卒業をした後は返還しなければならないということで給付制ではないということで、給付型の奨学金というのは創設はできないのかということでございましたけれども、ちょっと今の現状では、無理で、困難であるということで説明をしております。また、頑張った子どもに対する祝い金制度とか、そういうのは考えられないかということが質問がありましたけれども、ちょっとそこも考えていないということで説明をしているところでございます。

それから、その給付型にするならば、その財源について、ふるさと納税制度とか、太陽光発電の、そういった売上げあたりを充てることはできないかということもありましたけれども、それぞれの事業については、それぞれの目的があって収益を上げた分についてはその目的の方に充当するということが、例えば、奨学金の方にそちら、その財源を充てるということはちょっと難しいということでも御説明をしているところでございます。

それから、一番下の資料館、歴史資料館と郷土資料館についてということで、これはもう前々からも質問がございましたけれども、統合、資料館が2つありますので資料館の統合についてもいろいろ説明をしているところですけども、西合志郷土資料館は、今政策課の方で、マンガミュージアムあたりを計画したりなんかされていますので、今後は、ヴィーブルにある歴史資料館と、今ある西合志の郷土資料館についての統合した施設をどうするのかというのは、今後政策の中にも組み込んでいく必要があるのかなと思っておりますので、その辺りを、説明をしているところでございます。

文化財保護委員会もありますが、その中でも、統合に向けたいろいろな意見をいただいております。統合するならばどういった形であるかというのが今後課題になっていくのかなというふうに思っております。今からは、町おこし、観光資源という立場からも有意義なやり方というか、市をアピールする1つの題材というか、観光の資源、題材として考えていく必要があるということでも政策課の方からは、説明をいただいておりますので、今政策課でやっています、よかところウォーキングなんかもありますので、そういったのを絡めたところでの町おこしも含めて、その文化財を市民に公開していくというようなことを考えていく必要があるのかなというふうに思っています。

それから、次の18ページ、来海議員の質問でございます。これもう発達障がい者の支援法というのが4月から改正されるということから、それぞれ小さな部分で質問がなされております。この中では、③の掛け算の習得率は何%かということでそれぞれ学校ごとに入れておりますが、ここは縷々詳細については説明しておりません。学校名は公表せず、大体92%から100%の間で達成しているということで説明しているところでございますので、学校名は伏せたところで回答をしているところでございます。

後は、ノートの指導、デジタル教科書の有効活用とか、そういった分についてはここに載せてある通り説明をしているところでございます。

それと、次の20ページ、上田欣也議員の質問ですけれども、ハンセン病問題についての質問でありました。ハンセン病についても今後市を挙げて取り組んでいく重要な課題でありますので、その分を取り上げて説明をしているところでございます。あらゆる差別や偏見に対してのおかしさに気づき、自分自身で考え、行動できるよう、あらゆる機会を通して、正しい知識の普及啓発に努めるというのが人権教育の基本的な考え方ですので、そういった部分では、ハンセン病については同様に、取り扱っていくということで説明をしているところでございます。

それから、小学校での取扱いというか、教育の仕方というか、学習はどうなっているんだということでもご質問があったわけですけれども、これも、地元には菊池恵楓園というのがあります。それを近くにあるということから、現地で学ぶということもされておりますので、十分そこも学校としても取り組んでいますということで説明をしているところでございます。

あとは、福祉課、特別支援課あたりの答弁がここに載せてありますので、読んでいただければわかると思います。

申し訳ありません、足早に説明をいたしました。何か御質問でもあれば受けていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○高見博英委員長

はい、ありがとうございます。議会傍聴された方もおられるかと思っておりますけれども、

今の報告を受けて何か、改めて聞いておきたいということはありませんでしょうか。
ごさいませんでしたなら、議会の報告については以上で終わりたいと思います。
それではその他について、他に何かごさいませんか。
特になければ、以上を持ちまして、平成27年度第21回教育委員会議3月の定例会を閉じます。
お疲れさまでした。

午後3時05分 閉会